

# 全ての子供・若者が自らの居場所を得て 成長・活躍できる社会を目指して

— 「子供・若者育成支援推進大綱」 —



令和5年3月24日

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年企画担当

# 目次

1. **子供・若者育成支援推進大綱とは**
2. **大綱にみる子供・若者を取り巻く状況**
3. **大綱が掲げる子供・若者育成支援の方向性**
4. **大綱に基づく施策の推進**

# 1. 子供・若者育成支援推進大綱とは

- ❖ **子ども・若者育成支援推進法**（H22年施行）に基づき、子供・若者育成支援の基本的な方針や関連施策等をパッケージにしたもの
- ❖ **子ども・若者育成支援推進本部**（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚で構成）に、作成を義務づけ
- ❖ 都道府県は大綱を勘案し、市町村は大綱及び都道府県計画を勘案し、**子ども・若者計画**を作成（努力義務）

【参考】子ども・若者計画の作成数（令和3年度）  
都道府県44 指定都市16 他の市区町村77

# これまでの大綱と副題

## 子ども・若者ビジョン（平成22年）

子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して



## 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年）

全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して

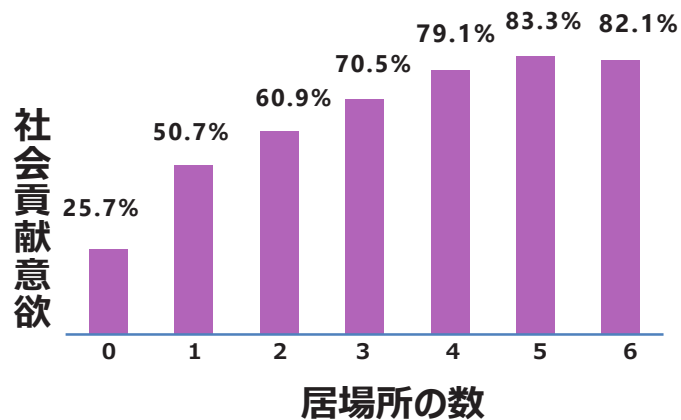
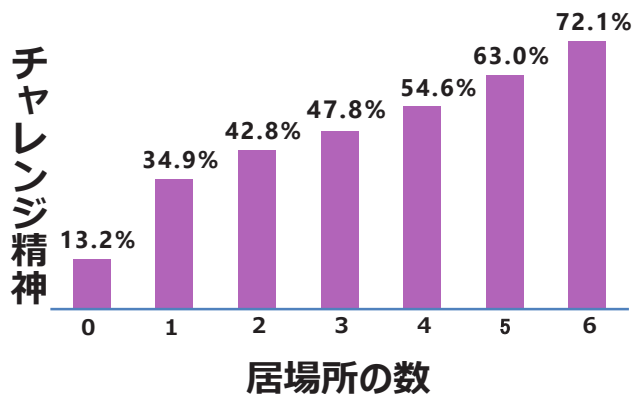
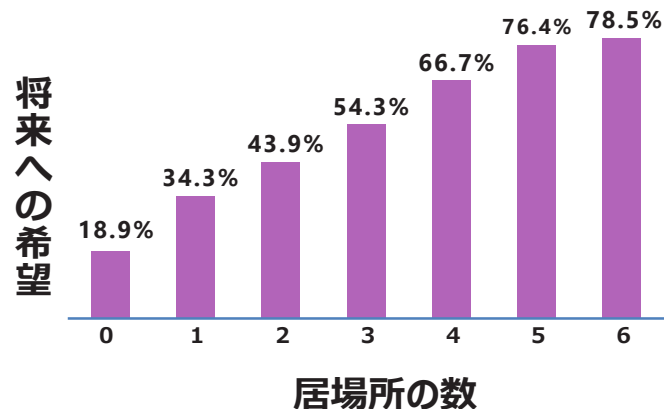
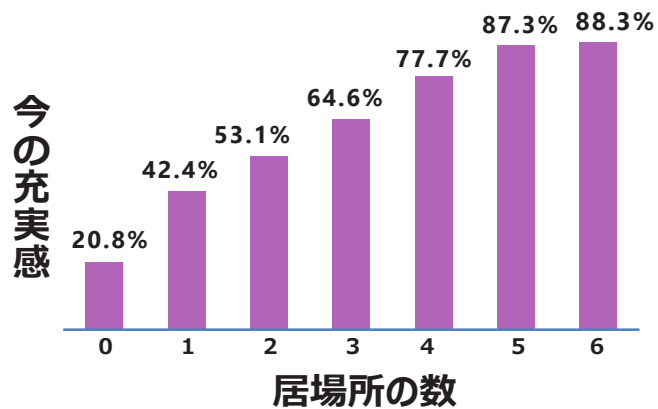
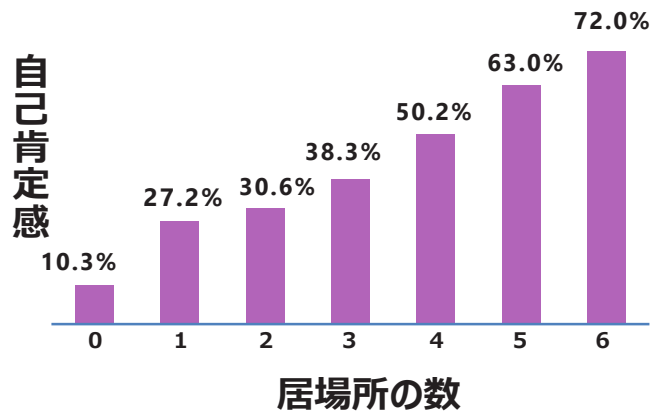


## 子供・若者育成支援推進大綱（令和3年）

NEW

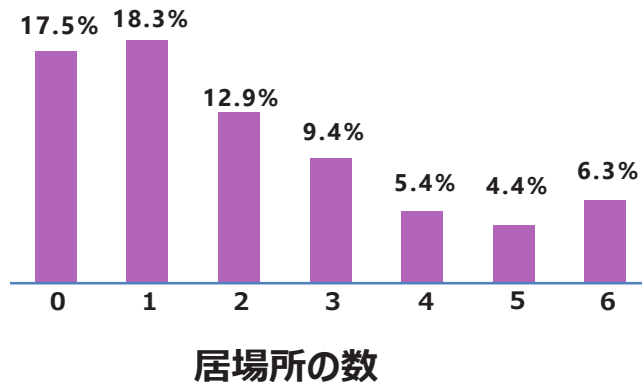
全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して

# 【参考】 子供・若者の居場所と自己認識の関係

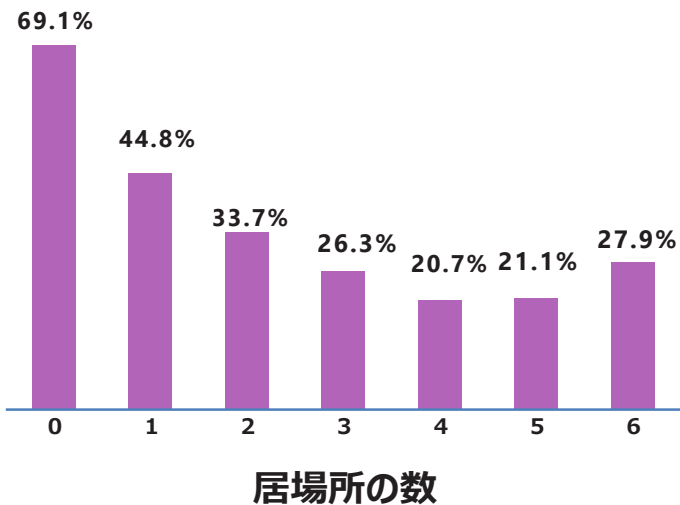


# 【参考】 子供・若者の居場所と支援希望等との関係

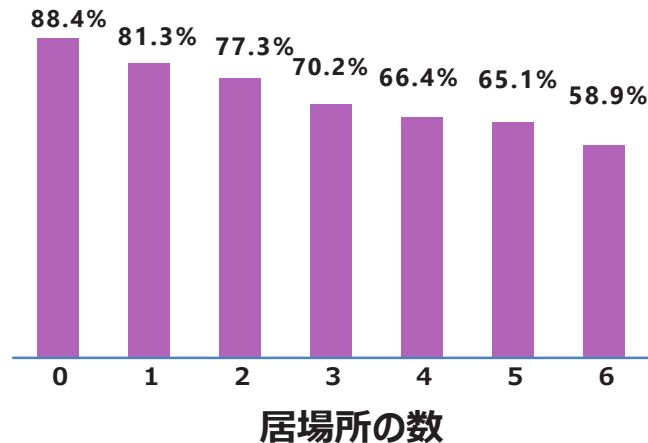
誰にも相談したり、支援を受けたりしたいと思わない



知っている育成支援機関はない

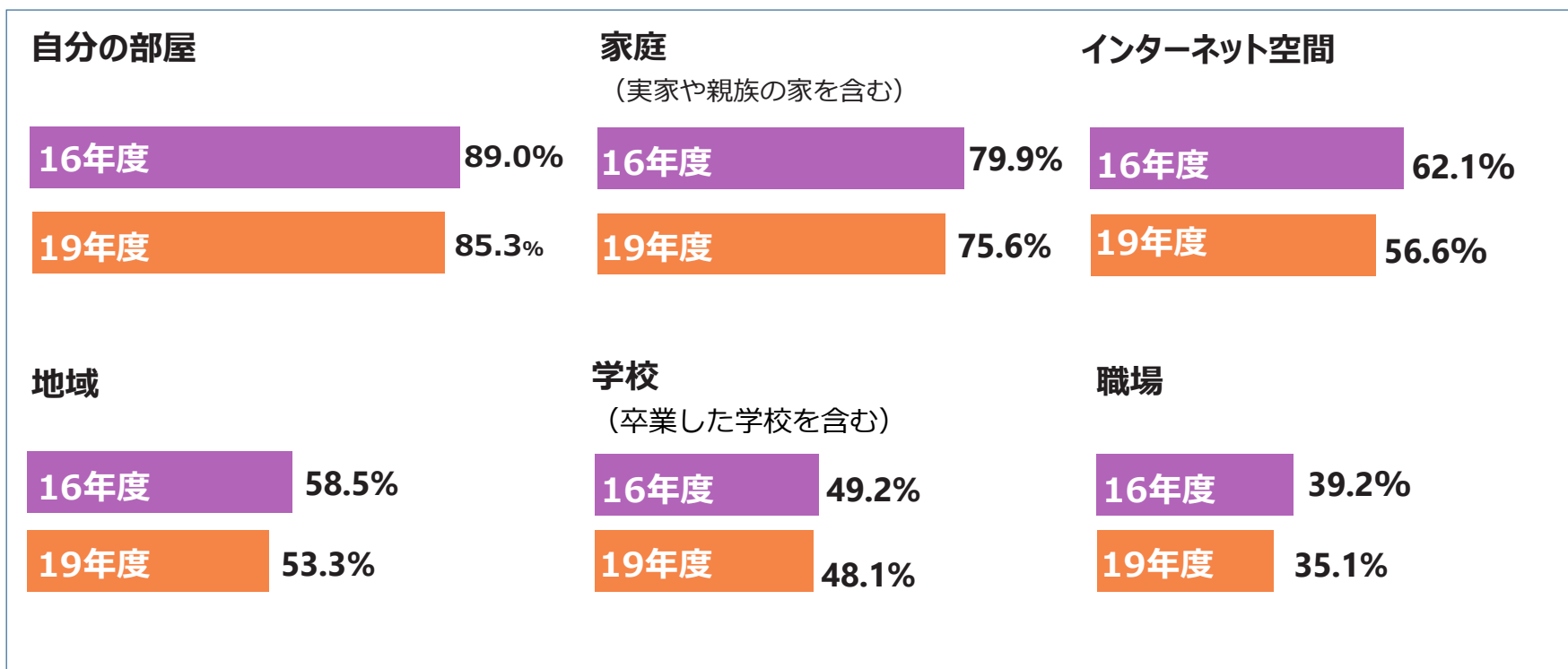


支援機関を利用したいと思わない



# 【参考】 子供・若者の居場所

以下の場所が居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所等）になっているか



どこにも居場所がない  
(上記のいずれも居場所になっていない)

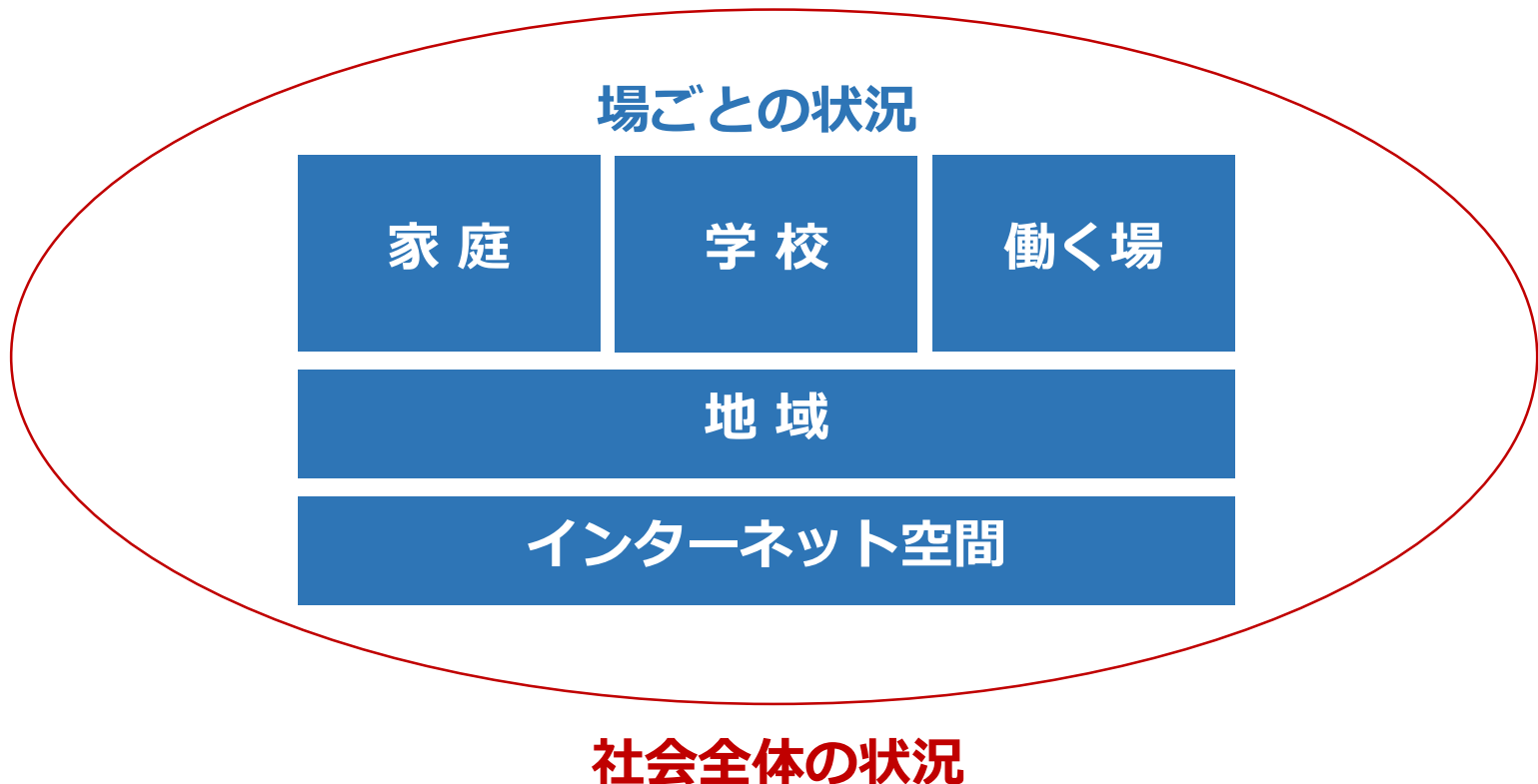
16年度 3.8%

19年度 5.4%

出典：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」

## 2. 大綱にみる子供・若者を取り巻く状況

大綱では、子供・若者を取り巻く状況を、**5つの場**（家庭、学校、地域、インターネット空間、働く場）に分けて整理するとともに、これらの場を通じて影響を与える**社会全体**の状況を分析。





# 社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

コロナ禍の影響を含め、特に懸念される社会状況に関する項目

SDGs（持続可能な開発目標）の推進

多様性と包括性ある社会の形成（D&I）

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーションの両面展開

今後の社会づくりに関する項目

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

子供・若者の人権・権利等に関する項目

# 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

## ① 家庭

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も

## ② 学校

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大

**【児童虐待】**児童相談所における児童虐待相談対応件数



[厚生労働省「福祉行政報告例」] (過去最多)

**【ヤングケアラー】**当てはまるとする者の割合



[厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」]

**【自殺】**児童生徒の自殺者数



[警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成]

**【いじめ】**いじめの重大事態



※ 2019年度は723件(過去最多)

### ③地域

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも

【近所づきあい】現在の地域での付き合いの程度



※「付き合っている」と回答した割合

[内閣府「社会意識に関する世論調査」]

### ④情報通信環境（ネット空間）

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化

【SNS被害】SNSに起因する事犯の被害児童数



[警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」]

### ⑤就業（働く場）

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者（ニート）の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

【若年無業者】15～39歳人口に占める無業者の割合



[総務省「労働力調査」]

# 3. 大綱が掲げる子供・若者育成支援の方向性

## (1) これまでの大綱の方向性

子ども・若者ビジョン (H22年)

子供・若者育成支援推進大綱 (H28年)

子供・若者育成支援推進大綱 (R3年)

### 施策の基本的方向

1. すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する
2. 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
3. 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

### 基本的な方針

1. 全ての子供・若者の健やかな育成
2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援
3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成
5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

### 基本的な方針

1. 全ての子供・若者の健やかな育成
2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援
3. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
4. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
5. 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

## (2)新大綱の基本的な方向と基本施策

### ①全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子供・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（Well-being）に、自立して生き抜く基礎を形成できるよう、育成する。

#### 【基本施策】

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等

### ②困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることなく支援する。

#### 【基本施策】

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困、ひきこもり等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

### ③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援する。

【基本施策】

STEAM (Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics) 教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

### ④子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

【基本施策】

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

### ⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子供・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援する。

【基本施策】

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等

# 4. 大綱に基づく施策の推進

## (1) データを活用した施策の評価・推進

子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、多様なデータを参考指標（子供・若者インデックス）に設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価、社会全体での支援推進に活用。

▶内閣府HPに、**子供・若者インデックスボード**を掲載。

子供・若者インデックスボードver.3.2の目次

I 子供・若者の意識	II 子供・若者及び子供・若者を 取り巻く状況	III 満足度・生活の質を表す指標群 (ダッシュボード)
<ul style="list-style-type: none"><li>1. 自己について（自己肯定感等）</li><li>2. 周囲について<ul style="list-style-type: none"><li>①居場所</li><li>②相談できる人</li><li>③助けてくれる人</li><li>④場ごとの認識</li><li>⑤人の関わり</li><li>⑥居場所の数と自己認識の関係</li><li>⑦相談できる人がいる場の数と自己認識の関係</li><li>⑧困ったときに助けてくれる人がいる場の数と自己認識の関係</li></ul></li><li>3. 支援について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 場ごとの状況<ul style="list-style-type: none"><li>①家庭（虐待、貧困、ひきこもり等）</li><li>②学校（自殺、不登校、いじめ等）</li><li>③地域（地域での付き合い等）</li><li>④ネット（利用状況、SNS被害等）</li><li>⑤働く場（失業率、平均賃金等）</li></ul></li><li>2. 複数の場に共通する状況<ul style="list-style-type: none"><li>①生命・安全（自殺、犯罪等）</li><li>②健康（肥満、痩身、視力等）</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家計と資産</li><li>・雇用と賃金</li><li>・住宅</li><li>・仕事と生活</li><li>・健康状態</li><li>・教育環境・教育水準</li><li>・社会とのつながり</li><li>・自然環境</li><li>・身の周りの安全</li><li>・子育てのしやすさ</li><li>・介護のしやすさ・されやすさ</li></ul>

## (2) 子供・若者の参画促進

政策形成過程において**子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう**、審議会、懇談会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集や直接参加型の意見交換等を推進。

## (3) 地域における取組の推進

地方公共団体における**子ども・若者計画の策定等を支援**するとともに、先進事例の共有等により、地域における取組の充実を図る。

## (4) 大綱の見直し

大綱の期間は**おおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等**の見直し状況を踏まえ終期を判断**。



## (参考) こども基本法 (抄)

(こども施策に関する大綱)

**第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。**

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 こども施策に関する基本的な方針
  - 二 こども施策に関する重要事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 **子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項**
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

**第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**

- 2 **市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



## 内閣府ホームページ 子供・若者育成支援

<https://www8.cao.go.jp/youth/index.html>

## こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/top/>

## こども家庭庁設立準備室ホームページ

(全国こども政策主管課長会議)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku\\_syukankacho/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_syukankacho/index.html)

お問合せ先  
内閣府青少年企画担当  
Mail:youth.5d6@cao.go.jp